

議会運営委員会会議録

令和5年2月15日（月）

（開 会） 10：00

（閉 会） 10：47

案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

【 内 容 】

- 1 議案の説明・質疑
- 2 議案の付託委員会について
- 3 会期及び会議予定について
- 4 予算特別委員会の設置について
 - (1) 名称：令和5年度一般会計予算特別委員会
 - (2) 定数：11人
 - (3) 人選届出期限：2月20日（月）午後5時
 - (4) 設置時期：2月22日（水）定例会初日
- 5 質問及び質疑通告並びに意見書案・請願の提出締切日について
 - (1) 一般質問通告締切日 2月16日（木）午後5時
 - (2) 代表質問通告締切日 2月16日（木）午後5時
 - (3) 議案に対する質疑通告締切日 2月24日（金）午後5時
 - (4) 意見書案・請願提出締切日 2月24日（金）午後5時
- 6 陳情の取り扱いについて
 - (1) 陳情第26号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情
 - (2) 陳情第27号 民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守る為の陳情
- 7 飯塚市議会の個人情報保護に関する条例の制定について

○委員長

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

お諮りいたします。鯉川委員から他行のため欠席する旨の届け出がっております。本委員会として、鯉川委員の代わりに田中博文議員に委員外議員として、出席を求めることに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。それでは、そのように決定いたしました。田中博文議員、お席のほうへお願いいたします。

（ 委員外議員 移動 ）

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。

令和5年第2回定例会の提出議案について、執行部に説明を求めます。

○総務課長

予算関係の議案からご説明します。

「議案第2号 令和4年度飯塚市一般会計補正予算（第11号）」及び「議案第3号 令和

4年度飯塚市下水道事業会計補正予算（第3号）」につきましては、「議案第2号・第3号」と記載しております「令和4年度補正予算資料」をお願いいたします。

3ページをご覧ください。表の下の方に記載しておりますように、国の補正予算の関連事業にかかる経費と今後見込まれる所要額につきまして、一般会計では歳入歳出予算の総額に1億1662万3千円を追加して928億2044万8千円に、下水道事業会計では歳入歳出予算の総額に4300万円を追加して36億3477万8千円にしようとするものでございます。4ページ以降に、補正予算の概要等について記載いたしております。内容の説明は、省略させていただきます。

続きまして、「議案第4号 令和5年度飯塚市一般会計予算」から「議案第17号 令和5年度飯塚市立病院事業会計予算」までの令和5年度の予算関連議案につきまして、一括してご説明いたします。

「令和5年度当初予算資料」の3ページをご覧ください。予算額につきまして、一般会計で874億2800万円を計上いたしております。

前年度と比較して64億8200万円、率にして8.0%の増となっており、「未来を担う子どもたちの成長を応援する事業」のほか、「グラウンドゴルフ場整備などの高齢者が元気で活躍できるまちづくりに関する事業」、「デジタル技術を活用した行政サービスに関する事業」、「菰田・堀池地区活性化事業」、「浸水対策事業」など、各施策の実施に係る経費を計上するものでございます。

特別会計では、各会計の設置目的に沿った事務事業を実施するため、9つの会計で542億9642万6千円を計上いたしております。

企業会計では、上水道、工業用水道、下水道の維持管理・建設改良事業、市立病院の運営事業等に係る経費など、4つの会計で100億7288万6千円を計上いたしております。

4ページをお願いいたします。一般会計及び特別会計の予算概要書は、予算の主なものにつきまして、費目ごとに事業の概要、予算額とその前年度比較、予算書のページ番号を記載いたしておりますが、令和5年度当初予算より、事業を担当する課名、財源内訳を追加し、財源内訳についても前年度と比較できる様式に変更いたしております。

なお、令和5年度当初予算より、企業会計の予算資料は別冊といたしております。

72ページ以降に、一般会計における歳入歳出の令和4年度当初予算との比較資料、市債および基金の状況表などの資料を添付いたしております。内容の説明は、省略させていただきます。

以上で、予算関連議案の説明を終わります。

次に、予算関係以外の議案について説明いたします。

「議案概要」で説明いたします。1ページをお願いいたします。「議案第18号 飯塚市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」につきましては、行政不服審査法施行令の改正に伴い、関係規定を整備するものでございます。

「議案第19号 飯塚市立病院への飯塚市の医師職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、飯塚市立病院に係る指定管理者の指定に関する根拠規定を改正するものでございます。

「議案第20号 飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、本市一般職の職員の給料表の改定を参考にして、会計年度任用職員の給料表を改定するものでございます。

「議案第21号 飯塚市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例」につきましては、教育を受ける機会の支援を拡充するもので、専修学校・短大・大学の貸付人員を18人から20人にするものでございます。

「議案第22号 飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例」につきましては、総合体育館

の供用開始に伴い、飯塚第1体育館及び飯塚第2体育館を廃止するものでございます。

「議案第23号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例」につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布及び民法等の一部を改正する法律の施行に伴い、安全計画の策定等に係る規定を加えるものでございます。

2ページをお願いいたします。「議案第24号 飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例等の一部を改正する条例」につきましては、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、引用規定の条項ずれ等関係規定を整備するものでございます。

「議案第25号 飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、障がい者施設等に入所した場合の特例に、養護老人ホーム等を追加するものでございます。

「議案第26号 飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例」につきましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、出産育児一時金の支給額を「40万8千円」から「48万8千円」へ改正するものでございます。

「議案第27号 飯塚市犯罪被害者等支援条例」につきましては、犯罪被害者等の支援に関し基本理念を定め、支援の基本となる事項を定めるものでございます。

3ページをお願いいたします。「議案第28号 飯塚市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、非常勤消防団員の報酬等の基準の発出に伴い、報酬額の改定等関係規定を整備するものとするものでございます。

「議案第29号 嘉麻市との間における定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結」と「議案第30号 桂川町との間における定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結」につきましては、それぞれの自治体と締結していた定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することにあたり、定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

「議案第31号 市道路線の廃止」につきましては、路線見直しに伴い1路線を廃止するものでございます。

「議案第32号 市道路線の認定」につきましては、寄付採納等に伴い9路線を認定するものでございます。

4ページをお願いいたします。議案第33号から議案第39号までの7件の人事議案につきましては、任期満了に伴います「教育委員会教育長」1名、「教育委員会委員」1名の任命、及び「公平委員会委員」1名の選任について議会の同意を、また、「人権擁護委員」4名の推薦について議会の意見を求めるもので、本会議最終日に提案させていただきたいと考えております。

報告第3号及び第4号の2件の報告でありますが、「排水管破損事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」、「市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」の専決処分につきまして、本会議最終日に報告させていただきたいと考えております。

以上、簡単ですが、議案の説明を終わります。

○総務部長

ただいま説明をさせていただきました議案のうち、「議案第19号 飯塚市立病院への飯塚市の医師職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、平成28年12月議会において、上下水道局と病院を企業局とするための「飯塚市公営企業の設置等に関する条例」を制定いたしました際に、関連条例でございます本条例の改正手続を失していたため、今議会において、改正の提案をさせていただくものでございます。

「議案第19号 飯塚市立病院への飯塚市の医師職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例について」をご覧いただきたいと思います。

「飯塚市公営企業の設置等に関する条例」の制定時の附則におきまして、「飯塚市病院事業の設置等に関する条例」を廃止した際に、同条例を引用している「飯塚市立病院への飯塚市の医師職員の派遣に関する条例」において、引用条例の対応ができていなかったため、条項に不備が生じたものでございます。

今後、このようなことがないように万全を期する所存でございます。誠に申し訳ございませんでした。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。なお、質疑は、議会運営委員会の付託事件の範囲内をお願いいたします。質疑はありませんか。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。「議案第19号 飯塚市立病院への飯塚市の医師職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例」について、先ほど、総務部長から時期を逸しておったというようなことでした。今回、定例会に提出するに至る経過などを確認したいと思いますので、答弁を求めます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:13

再 開 10:15

委員会を再開いたします。

○企業管理課長

令和3年度に、派遣職員を受け入れる際の事務手続において、本条例の改正漏れが発覚しましたが、その時点では既に当該職員を指定管理者に派遣した後でございました。

飯塚市の医師職員を指定管理者に派遣するための根拠規定としての本条例は、平成25年4月に施行されており、今回、不備がありましたのは、同条例中、指定管理者の指定の根拠となる条項の引用に係る部分に限られておりましたので、当該箇所の不備が本条例全体を無効とするほどの重大な瑕疵ではなく、医師職員を指定管理者へ派遣するための法源として、有効であるものと判断しました。

また、令和3年度の経緯としましては、令和3年3月4日に指定管理者から市長名で県知事へ医師の派遣の要望書の作成依頼をしております。また、令和3年3月9日に市長より県知事への県医師の派遣要望書を提出しております。令和3年3月31日に福岡県知事より派遣決定通知を受け、令和3年3月31日に派遣協定を締結しており――、

指定管理者及び企業局とも認識不足により、例年受入れている研修生、研修医師と同様の取扱いとして受入れを開始したものでありますが、後期研修の職員であるため取扱いが異なることが発覚して、受入れ後、遡及して福岡県との協定締結に至ったものでございます。

○川上委員

何か分かりましたかね。

いつ、この不備に気がついたというか、分かったんですか。

○企業管理課長

不備が分かったのは、令和3年度でございます。

○川上委員

令和3年度は365日あるでしょう。だから、私、いつと聞いたじゃないですか。いつ分かったんですか。

○企業管理課長

令和3年4月でございます。

○川上委員

4月は30日あるでしょう。いつなんですか。

○企業管理課長

日にちはちょっと分かりませんが、令和3年の4月下旬ぐらいでございます。

○川上委員

通用するんですか、そういう答弁で。総務部長は分からない、この日付は。

○総務部長

ただいま質問された日付については、私のほうでは承知しておりません。

○川上委員

私が今質問したのは、議会運営委員会として上程時期が正しいか、適切かという趣旨の質問ですので、当然あなた方も予定した質問だろうと思う。それで、今、資料をいっぱい持っていると思うけど、なぜ分からないんですか、4月何日というのが。

○企業管理課長

受入れの日にはつきましては、はっきりとは分かっておりません。

○川上委員

企業管理者が報告を受けたのはいつなんですか。

○石田企業管理者

申し訳ありません。報告を受けた日には私のほうも記憶しておりませんが、県からの医師の派遣の受入れの協議をしております際に、条例の不備が分かりまして、その際に報告を受けております。申し訳ありません。日にちについては、記録をしております。

○川上委員

それは、日にちが分からないということは大問題ですよ。だけど、日にちは分からなくても、いつ頃というのは分かるでしょう。令和3年度なんですか。あるいはその4月中なんですか。

○石田企業管理者

令和3年の4月中旬から下旬にかけてであったと記憶しております。

○川上委員

その日は、課長が答弁されようとしているけど、日にちが分からない日と同一の日ですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:21

再 開 10:24

委員会を再開いたします。

○企業局長

すいません。令和3年4月中旬頃に条例の不備が発覚しまして、その中で、手続をする中で、医師職員の指定管理者に対する派遣のための法源としては有効であるという判断をいたしました。その時点で、管理者のほうに4月下旬頃に報告をしております。

○川上委員

10日ぐらいかかったということを行っているんですか。

○企業局長

10日ぐらいかかったといいますか、総務課あたりとも内部協議をやりまして、その中で、最終的に管理者のほうに報告をしたという次第でございます。

○川上委員

あなたの言う総務課は、どこの総務課のことですか。

○企業局長

本庁の総務課でございます。

すいません。本庁の人事課でございます。

○川上委員

自分が相談した相手も分からない状態なんですね。

それで、なぜ、真っすぐ企業管理者に、市長部局の人事課に相談する、それは企業管理者に報告して、指示を受けて、することではないんですか、大体。

それで、これから議運の仕事になるんだけど、令和3年4月末には、石田企業管理者も知るところになるわけでしょう。6月定例会があります。9月定例会がある。12月定例会があり、3月あり、また6月があつて、9月があつて、また12月議会がこのあいだあつた。この間には臨時議会もありました。それぞれの定例会なり、臨時議会にこの改正を出さないということは、どのように確認してきたんですか。どういう理由で出さないと決めてきたんですか。

○企業局長

令和3年度の受入れにつきましては、条例に不備があるものの有効と判断しており、次回の派遣受入れ時までには改正すべきものと判断いたしまして、このたび、指定管理者から令和5年度に市立病院への派遣希望者があるとの報告を受けましたことから、本議会において、改正案を上程させていただくものでございます。

○川上委員

その意味がよく分かりません。条例に不備があると分かったのに、確信を持って7定例会を飛ばしてきたというふうに確認していいですか。

○企業局長

今回の受入れにつきましては、県のほうからの受入れでございますが、毎年あるようなものではなくて、前回の受入れ時に条例の不備については発覚、確認いたしましたけども、次回の受入れまでには条例の修正について提案をしようというところで、今回の議案の上程に至ったものでございます。

○川上委員

いや、ですから、条例に不備があると分かっているのに、確信を持って7定例会、出さなかったということかと聞いたわけですよ。これは誰の責任になるんですか。出さないということを決める責任は、市長なんですか。伺いを立てていって、どこかで今出す必要がなかろうということになっていったことはないんですか。起案もしなかったんですか、議案提出の。起案したことはあるんですか、議案提出の。ちょっと答弁してください。

○石田企業管理者

今お尋ねの起案は不備に気づいた時点での起案はいたしておりません。それで、責任はということですが、市長にこういう条例を出す、出さないの判断は、私、企業管理者の判断になりますので、責任と言われると私になります。

今回の条例改正につきましては、令和3年度の受入れの時点で条例に不備があるままに受入れを行いましたので、法源的には問題ないということでしたが、そういった状態で受入れを行いました。本来ならば、言われるように、すぐに改正の手続をとるべきであったかもしれませんが、次回の受入れの際に合わせて改正をしようということで、私の判断で今回の議会に改正条例の提案をさせていただいたということでございます。申し訳ございませんでした。

○川上委員

かもしれないがとおっしゃいましたけど、選択肢が目の前にあるんだけど、確信を持って出さなかったわけでしょう。出さない理由が分からないわけですよ。

だから、出すと具合の悪いことが何かあつて、あなたが出さないと判断したのか、それとも怠慢なのか、2つしかないのではないですか。これを出すと、何か次の具合の悪いことが生じるかもしれない。それともあなたの怠慢なんですか。法律に瑕疵があると分かった段階で、

議会はコロナの下でもずっとやっていたでしょう。もっと具合の悪いことがあったわけですか、これを改正すると。きちんと答えてもらいたいと思います。

○石田企業管理者

条例を改正するのに不具合はありませんし、すぐに出さなかったことが怠慢かどうかというのは質問委員のご判断であらうかと思いますが、私としては、次期受入れの際に、具体的なその受入れの事象が発生した時点で改正をすればよいと、させていただきたいというふうに判断をしたというところでございます。

○川上委員

その判断の背景には、市の顧問弁護士とか相談しただろうと思うんだけど、そういう実態が進んでいる中で、法律のほうを扱うということになった場合、例えば、他法によって、争いが生じるというようなこととかの指摘はなかったんですか。

○企業局長

今の質問ですけれども、企業局としましては、顧問弁護士にこの件に関しては、相談はしておりません。企業局の中の判断で、次回の受入れのときに条例改正の提案をしようということで、内部で協議をしております。

○川上委員

そうすると総務部に聞くしかない。人事課に対応したことについては、総務部長もお聞きになっていたわけでしょう。人事課あるいは総務部としては、どういう対応をしたんですか、顧問弁護士の紹介も含めて。

○人事課長

人事課といたしましては、顧問弁護士の相談はいたしておりません。

○川上委員

総務部長には報告はしているんですか。

○総務部長

令和3年の時点における報告は、私その時は総務部長ではありませんでしたけども、受けておりませんが、今回の条例改正に当たっては報告は受けております。それについては、その際の派遣について、いわゆる読みにくい引用条例の改正の手續が附則によって行われていなかったもので、読みに行った先が廃止された条例になっているけれども、これについて、いわゆる読替え、変更解釈というのが可能かといったことについては、可能であるといった見解を持っているところでございます。

○川上委員

そうすると、人事課長から総務部長、久世副市長がいつ知ったかということをお聞きしたいんですけど、いつ、お聞きになったんですか。

○久世副市長

私は今定例会に上程します議案概要について総務部長、総務課長から説明を受けましたので、先週、聞きました。――、2月10日でございます。失礼しました。

○川上委員

そうすると、企業局は内部の判断で人事課に相談して、自分たちで判断して、7定例会、飛ばしたと。飛ばそうと決意を固めたわけだけど、人事課と話を決めて決意を固めるわけね。人事課はどういう話をしたんですか、企業局のほうには。

○総務部長

ちょっと流れを整理して説明をさせていただきますと、令和3年に派遣を行わせなくてはならない事象が出たといった際に、法令の改正についての判断を人事課に相談をされたわけではなくて、派遣する行為自体の対応、要は条例がなされていないままで対応することになったことの対応が可能かといったことの相談が、人事課ではあっております。それで、その際につい

ては法制等との連絡はあっておりませんので、その際については、要は派遣自体の行為の説明を人事課がやったと、それが可能だということをやったというところで終わっております。

先ほど副市長が言われました件につきましては、今回、条例をきちんとした形で改正しようという対応をする段階が来て、条例の提出に際して、総務課のほうと、今度は法的な条例改正の相談がございましたので、それを含めて改正する条例を提出しようといったことの相談を受けた中で、最終的に議案として副市長にもご報告を申し上げて、今定例会に提案させていただくという段取りを踏んだということでございます。

○川上委員

けしからない。片峯市長の下で、こんなことが連続しているわけですよ。今日は市長が欠席しているけれど、市長を支えるあなた方が市長にも報告せずに、こんな重大なことを市民の目から見れば隠しているわけでしょう。それで聞かれたら、怠慢と思うかどうかあなたが判断してくださいとか、反省の2文字がないよね。終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

次に、議案の付託委員会について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

議案の付託委員会について説明いたします。

「令和5年第2回市議会定例会 議案一覧表」をご覧ください。

議案第2号は総務委員会に、3号は経済建設委員会に、4号は後ほどご審議いただきます予算特別委員会に、5号は協働環境委員会に、6号は福祉文教委員会に、7号は協働環境委員会に、8号から17号までの10件は経済建設委員会に、18号は総務委員会に、19号は経済建設委員会に、20号は総務委員会に、21号は福祉文教委員会に、22号は協働環境委員会に、23号及び24号は福祉文教委員会に、25号及び26号は協働環境委員会に、27号から30号までの4件は総務委員会に、31号及び32号は経済建設委員会に、それぞれ付託していただいております。

次に、人事議案であります議案第33号から39号までの7件は、最終日に上程し、提案理由説明の後、委員会付託省略をはかっていただき、質疑、討論、採決としていただいております。

最後に、報告事項2件につきましては、最終日に報告、質疑としていただいております。

また、これに合わせる形で議案付託一覧表(案)も作成いたしております。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案の付託委員会については、事務局説明のとおりすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「会期及び会期、会議予定」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

会期及び会議予定について、ご説明いたします。

「令和5年第2回 飯塚市議会定例会会期日程(案)」をご覧ください。

会期につきましては、2月22日から3月17日までの24日間を考えております。

次に、会議予定でございますが、本会議、委員会ともにそれぞれ会期日程（案）に記載のとおりと考えております。

また、議案第4号は、後ほど、特別委員会の設置についてご審議いただくこととしております。

なお、2委員会の同時開催時は、三密を避けるため、これまでと同様に、議場と委員会室を使用して開催し、引き続き、発言時のマスク着用、会議中のペットボトルの持ち込み等、感染防止策を実施していくこととしております。

なお、今定例会より、国会における取り扱いを参考としまして、飯塚市議会での新型コロナウイルス感染症に対する議会对応としまして、議場の演壇並びに質問者席に限り、前方に飛沫拡散防止のためのアクリル板を設置した上で、マスクを外して発言することを認める取り扱いとすることについて、代表者会議において調整がなされております。

最後に、本定例会が議員の任期満了前の最後の定例会となりますことから、先例に従い、閉会に際して議長のあいさつ並びに市長のあいさつを行っていただいております。ご審議方、よろしく願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○江口委員

説明の中で、最後の定例会なんぞという話でしたが、今、立ち上がったばかりの通称、百条委員会についての委員長報告等々が入っていないのですが、その点はこういった形になりますか。

○議会事務局次長

現在の会期日程の中に、百条委員会、現在、進めています新体育館移動席に係る官製談合等に関する調査特別委員会が予定に入っていませんけれど、あくまでもこの会期日程は議案の関係で日程を組んでおります。それで、現在、特別委員会、今後どういう状況で進んでいくか分かりませんので、一旦この会議予定の中には入っておりません。場合によってはこの予備日等に委員会を開催されることも当然考えられますけれども、現在の予定の中には入れていないという状況でございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。「会期及び会議予定」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「予算特別委員会の設置」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

「議案第4号 令和5年度 飯塚市一般会計予算」につきましては、申し合わせにより特別委員会を設置して付託することとされておりますので、これに従い、特別委員会を設置いただきまして、審査日程につきましては、今定例会中の3月13日から15日の3日間としていただいております。

なお、案件に記載しておりますとおり、特別委員会の名称は「令和5年度一般会計予算特別委員会」、委員定数は「11人」としていただいております。

以上、ご審議方、よろしく願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。「議案第4号 令和5年度 飯塚市一般会計予算」について、事務局説明のとおり、特別委員会を設置し、審査することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、特別委員会を設置することに決定いたしました。

次に、特別委員会の名称は、「令和5年度一般会計予算特別委員会」とし、委員定数は11人とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「委員の人員割り振り等」について事務局に説明させます。

○議会事務局次長

委員の人員割りにつきましては、「令和5年度予算特別委員会 人員割表」をご覧ください。委員定数は先ほど申しました「11人」ということでございます。各会派の人員から2.5名につき1名の割合で選出をしていただきたいと思いますと考えております。

正副議長及び監査委員につきましては会派人員数には算入しますが、選出の対象とはなりません。不足する委員数につきましては、白抜きの三角印で示しております。端数がある各会派間等で協議のうえ、4名を選出していただきたいと思いますと考えております。

なお、各会派間等で調整に至らない場合は、正副議長において、選出委員を調整するようにはいたしております。

選出委員の届け出期限につきましては、2月20日、月曜日、午後5時までとさせていただき、特別委員会の設置につきましては2月22日、水曜日、定例会初日の本会議におきまして、議案の質疑、委員会付託に際して、議長発議により設置していただいております。

以上、ご審議方、よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。「委員の人員割り振り」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「人選の届け出期限」は、2月20日、月曜日、午後5時までとし、「特別委員会の設置時期」については、2月22日、水曜日、本会議初日での議案の委員会付託のときとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「一般質問、代表質問、議案質疑の通告締切日及び意見書案・請願の提出締切日」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

案件に記載いたしておりますとおり、一般質問、代表質問の通告締め切りにつきましては、明日、2月16日、木曜日の午後5時までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、代表質問における質問時間につきましては、申し合わせにより、会派の構成人数に15分を乗じて得られた時間以内となっておりますので、留意されますようお願いいたします。

次に、議案に対する質疑通告及び意見書案、請願につきましては、2月24日、金曜日、午

後5時まで提出していただきますようお願いいたします。

なお、「議案第4号 令和5年度飯塚市一般会計予算」に対する質疑通告につきましては、日程の関係上、行いませんので、ご了承願います。以上です。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。「一般質問、代表質問、議案質疑の通告締切日及び意見書案・請願の提出締切日」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「陳情の取り扱いについて」事務局に説明させます。

○議会事務局次長

提出されております陳情が2件ございます。「陳情第26号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情」及び「陳情第27号 民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守る為の陳情」、以上2件につきましては、そのデータをサイドブックの本定例会のフォルダに掲載いたしますので、よろしくようお願いいたします。以上です。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。「陳情の取り扱いについて」は、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「飯塚市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

「飯塚市議会の個人情報の保護に関する条例」につきましては、昨年11月21日に開催されました議会運営委員会におきまして条例案をお示ししておりましたが、12月定例会において原案可決され、本年4月1日に施行されます「飯塚市個人情報の保護に関する法律施行条例」にあわせる形で一部変更をいたしましたので、その点についてご説明いたします。

【資料1】飯塚市議会の個人情報の保護に関する条例(案)をご覧ください。

第17条(個人情報ファイル簿の作成及び公表)でございますが、個人情報保護法では千人を超える個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿を作成及び公表することとなっておりますが、飯塚市においては人数制限を設けず、千人に満たない個人情報ファイル簿について作成及び公表するものと規定しております。飯塚市議会の個人情報の保護に関する条例についても、市条例との整合性を図り、人数制限を設けない運用とするため、第17条第2項第1号にございました「本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル」の条文を削除しております。

次に、最終ページの附則の2をご覧ください。

「飯塚市個人情報の保護に関する法律施行条例」の第15条に規定する「飯塚市個人情報保護審査会」への諮問等が実施できるよう、関係条例の規定を整備するため、「飯塚市個人情報の保護に関する法律施行条例」の一部改正を行うものでございます。

変更点は以上でございますが、罰則を規定する場合、検察庁との事前協議を行うこととして

おりました。事前協議は問題なく終了しており、議員提出議案として提出することが決定した段階で、上程前に正式協議を行うこととなります。

本条例案につきましては、議員提出議案として本定例会最終日に提出いただきたいというように考えております。

最後に、【資料2】としまして、全国市議会議長会が提示するひな型と飯塚市議会の個人情報の保護に関する条例の規定に基づき作成しました「飯塚市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（案）」を添付しております。説明については、省略させていただきます。

以上、ご審議方、よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。

「飯塚市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」は、3月3日の議会運営委員会において条例案の内容を確定したいと考えておりますので、会派でご検討いただいたと思います。

最後に、次回の委員会は2月22日、水曜日の定例会初日、本会議開会前、午前9時30分から開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日の審査は、すべて終了いたしましたので、これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。